

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第 号）第八条第九項の規定に基づき、接続料の算定に用いる値を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（合理的に期待し得る利回りを勘案した値）

第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。

日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値

- 一 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- 二 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

三 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。